

## 栗原市移住生活体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外に住所を有する者に、魅力ある栗原の風土や日常生活を実際に体験してもらうことにより、市への人口の流入を促し、定住者を増やことを目的として実施する一定期間の生活体験事業（以下「移住生活体験事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 移住生活体験事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市外に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市への移住を検討し又は既に市へ移住の相談をしている者及びその家族（未成年者のみの利用を除く。）
- (2) 栗原市空き家情報登録制度実施要綱（平成25年栗原市告示第176号）第2条第4項の規定による登録完了の通知を受けた者及びその家族（未成年者のみの利用を除く。）
- (3) その他特に必要と市長が認める者

(体験住宅の名称等)

第3条 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	構 造	建物床面積
移住体験住宅花山百目木	栗原市花山字本沢百目木17番地37	木造平屋	108.48㎡
移住体験住宅花山向程野	栗原市花山字草木沢向程野18番地	木造平屋	135.56㎡

(実施期間等)

第4条 移住生活体験事業は、同一の対象者につき、4回まで利用することができるものとし、1回の利用における実施期間は、連続した3日から10日までの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、利用の決定を受けた期間を含め10日を超えない範囲で延長することができるものとする。

(申請)

第5条 移住生活体験事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする日までに栗原市移住生活体験事業利用申請書（様式第1号）及び栗原市移住生活体験住宅利用同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 1回目の利用 利用する日の60日前から14日前まで
- (2) 2回目以降の利用 前回の利用終了日後30日を経過した日から利用する日の14日前まで

(体験利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、栗原市移住生活体験事業利用決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、移住体験事業の実施に関し必要と認めるときは、利用の決定に関し条件を付すことができる。

(利用の変更)

第7条 前条の規定により移住生活体験事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ栗原市移住生活体験住宅利用変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、栗原市移住生活体験住宅利用変更許可通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この要綱及び市長が別に定める栗原市移住生活体験住宅利用要領の規定に違反しないこと。
- (2) 火気の取扱い及び寒冷期の給排水の凍結に注意すること。
- (3) 清潔に保つこと。
- (4) 市長の指示に従うこと。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 移住生活体験事業の目的以外に体験住宅を使用すること。
- (2) 体験住宅において事業又は営業を行うこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 利用者以外の者を宿泊させること。
- (5) 動物の飼育をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的に反する行為をすること。

(決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が第8条及び前条の規定に反する行為があったと認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき利用の決定を取り消したときは、栗原市移住生活体験事業利用取消通知書（様式第6号）により、利用者へ通知するものとする。

(利用の中止等)

第12条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により移住生活体験事業の実施が困難であると認めるときは、第6条の規定により決定した内容を変更し、又は移住体験事業を中止することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

栗原市移住生活体験事業利用申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

栗原市移住生活体験事業を利用したいので、栗原市移住生活体験事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請の理由						
利用体験住宅名						
希望の利用期間	年 月 日から			年 月 日まで		
到着等予定時間	到着予定時間		時	分頃		
	出発予定時間		時	分頃		
利用回数	回目					
前回の利用期間	年 月 日から			年 月 日まで		
利用希望者の状況	氏名	性別	申請者との続柄	生年月日（年齢）	勤務先	備考
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
添付書類	1 申請者（代表者）の現住所及び本人が確認できるもの（免許証等の写し等） 2 その他市長が必要と認める書類					

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

栗原市移住生活体験住宅利用同意書

栗原市移住生活体験住宅を利用するにあたり、栗原市移住生活体験事業実施要綱及び栗原市移住生活体験住宅利用要領に規定している全ての事項について、同意します。

氏 名	住 所	押印欄

備考 利用者全員が署名押印してください。

様式第3号（第6条関係）

栗原市移住生活体験事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のありました栗原市移住生活体験事業の利用について、次のとおり決定しましたので栗原市移住生活体験事業実施要綱第6条の規定により、通知します。

利用者の状況	住 所				
	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏 名	(男・女)			
	連絡先				
	参加者氏名	性別	申請者との続柄	生年月日 (年齢)	備考
				年 月 日 ( )	
				年 月 日 ( )	
				年 月 日 ( )	
				年 月 日 ( )	
				年 月 日 ( )	
決定内容	利用決定区分	利用決定 ・ 利用不決定			
	利用体験住宅名				
	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	決定条件				
	不決定の理由				

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

⑩

栗原市移住生活体験住宅利用変更許可申請書

利用決定を受けた内容について、変更したいので、栗原市移住生活体験事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおりのおり申請します。

1 変更内容

2 変更理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

栗原市長 印

栗原市移住生活体験住宅利用変更許可通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、次のとおり決定しましたので栗原市移住生活体験事業実施要綱第7条第2項の規定により、通知します。

- 1 承認区分                      許可します ・ 許可しません
- 2 変更の内容
- 3 不許可理由

様式第6号（第11条関係）

栗原市移住生活体験事業利用取消通知書

第 号  
年 月 日

様

栗原市長 印

栗原市移住生活体験事業実施要綱第10条第2項の規定により、栗原市移住生活体験事業の利用を次のとおり取り消しますので、通知します。

利用 決定 者	住 所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名	(男・女)		
	連絡先			
決定 内容	利用体験住宅名			
	利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
取消年月日				
取消理由				

(教示)

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栗原市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消の訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。